

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

工場法案



工場法案

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニシテ命令ヲ以テ指定スルモノニ之ヲ適用ス

一 原動力機ヲ裝置スルモノ

二 事業ノ性質危險ノ虞アルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲ工場ニ於テ使用スルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

○行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ十歳以上十二歳未満ノ者ノ使用ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十四歳未満ノ者ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第四條 工業主ハ左ノ各號ノ一二該當スル場合ヲ除クノ外十四歳以上十六歳未満ノ者及女子ヲ午後十時ヨリ午前五時ニ至ルノ間工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業スルニ非サレハ原料ニ變敗ヲ生シ易キ事業ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ
二 職工ヲ二組以上二分チ交替ニ就業セシムルモノ

前項第二號ノ場合ニ於ケル就業時間休憩時間交替及休暇ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日十二時間以上ノ就業ヲ爲サシムルコトヲ得ス但
○シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ一箇月少クトモ二日ノ休暇ヲ與ヘ又一日ノ就業時間カ六
時間以上十時間以内ナルトキハ就業時間内ニ少クトモ四十五分間、就業時間カ十時間ヲ超ユルト
キハ少クトモ一時間ノ休憩ヲ爲サシム可シ

第七條 天災事變ノ場合又ハ事變ノ虞アル場合ニ於テハ行政官廳ハ前四條ノ規定ノ施行ヲ停止スル
コトヲ得

臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ於テハ工業主ハ期間ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケテ第五條ノ就業時間
ヲ延長シ又ハ第六條ノ休暇ヲ減スルコトヲ得

第八條 運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕又ハ運轉中ノ機
械ニ調帶、調索ノ取付ケ其ノ他命令ヲ以テ指定スル危險ナル業務ニ十六歳未満ノ者及女子ヲ使用
スルコトヲ得ス

第九條 毒藥、劇藥其ノ他有害料品又ハ爆發性若ハ發火性ノ料品ヲ取扱フ業務竝著シク塵埃粉末ヲ

飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險若ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業
務ニハ十六歳未満ノ者ヲ使用スルコトヲ得ス

行政官廳ハ十六歳以上ノ女子ニ關シテモ業務ノ種類ニ依リ其ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

前二項ノ業務ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

第十條 行政官廳ハ病者又ハ產婦ノ使用ヲ禁止制限スルコトヲ得

第十一條 行政官廳ハ命令ノ規定アル場合ニ於テハ工場及附屬建設物竝設備ニ付危害豫防上又ハ衛
生上必要ト認ムル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコ
トヲ得

前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行
政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十二條 工業主ハ其ノ使用スル職工自己ノ重大ナル過失ニ因ラスシテ業務上負傷シ疾病ニ罹リ又
ハ死亡シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助ス可シ

第十三條 職工ノ雇入、解雇、周旋ノ取締ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 職工若ハ職工タラムトスル者又ハ其ノ法定代理人ハ職工若ハ職工タラムトスル者ノ年齢

ニ關シテ戸籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯ス可シ

第十六條 第一條ニ該當セサル工場ニ付必要ト認ムルトキハ勅令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ適用ス

第十七條 第二條第一項、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第九條第一項及第十二條ノ規定又ハ第四條第二項ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ違背シ若ハ第九條第二項、第十條及第十一條第一項ニ依ル行政官廳ノ處分ニ從ハサル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ之ヲ妨ケタル者及臨檢ノ際當該官吏ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十九條 工業主ハ其ノ使用スル職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 工業主ハ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本法ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 工業主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ工業主ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 本法ハ罰則ノ規定ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス

官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法ニ依リ行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ可シ



